

平成 27 年度 第 2 回 文化財保護委員会会議録

■日時：平成 27 年 12 月 23 日（水）午後 3 時 00 分から午後 5 時 45 分

■場所：役場 204 会議室、宮代町郷土資料館、町内

出席者：島村圭一委員長、中村誠二委員、新井浩文委員、長谷川清一委員、
青木秀雄委員、富澤鎮男委員、菊地正明委員、中村 豊委員
吉羽秀男教育長、渡邊和夫課長、佐藤賢治室長、河井伸一主査、小林絹三主任、
横内美穂主任

会議次第

- 1 現地調査・視察
 - ① 百間小学校 校庭内 石製すべり台
 - ② 特別展「道中日記～江戸時代の旅～」見学
- 2 あいさつ
- 3 議題
文化財の指定候補について

会議概要

- 現地調査・視察 百間小学校 校庭内 石製すべり台
- 特別展「道中日記～江戸時代の旅～」見学
- 文化財の指定候補について（役場 204 会議室）

調査経過

- 役場前に集合。庁用車 2 台で百間小学校へ向かう。
- 百間小学校 校庭内 石製すべり台 現地調査・視察
・現地調査・視察終了後、郷土資料館へ向かう。
- 特別展「道中日記～江戸時代の旅～」見学

会議録

あいさつ（吉羽教育長、島村委員長）

河井主査 島村委員長議事進行の方よろしく願います。

島村委員長 次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。まず、百間小学校校庭の石製すべり台について、意見があればお願いします。

河井主査 すべり台ですが、大正 15 年製作のもので、若干の破損がでています。今回、すべり台の保存について皆さんのご意見を求めるため、実際に見ていただきました。

中村誠委員
渡邊課長
私が子供の頃と比べるとあまり変わっていないように見えたのですが。通常の遊具として修繕しますか、それとも、文化財的価値があるのでそのまま保存しますか。

長谷川委員
吉羽教育長
長谷川委員
吉羽教育長
修繕等は過去にしているのですか？
私の記憶の範囲では、修繕したことはありません。
さらに過去となると分からないですね？
それより過去となると分かりません、平成17年に百間小の監視員がすべり台に絵を描いたのち、全面的に塗装をしたと思われます。

新井委員
このすべり台を拝見した限りでは、文化財的に価値があると思われませんが、これ以上、遊具として使用するのは危険なので実測して文化財で残したほうが良いと思われま。

島村委員長
菊地委員
新井委員
渡邊課長
タタキはコンクリートで造ってあるようですが、詳しい調査が必要です。内部の鉄筋が錆びているようですが。
コンクリート造の耐用年数は50年といえます。
行政から見ると、文化財的価値を保持しながら使用できるように修繕するには大変なコストがかかります。

島村委員長
このすべり台は文化財的な価値のあるもので実測等の調査をする必要があるのと、今すぐということではないのですが、何らかの形で残すことを考えたいと思います。また、昔の写真があったら見つけてほしいと思います。

吉羽教育長
島村委員長
河井主査
できるだけ現状を残して修繕したほうが良いのかなと思います。
次に文化財の指定候補について事務局の方で説明をお願いします。
西光院文書、朱印状、西光院の中世文書については、平成22年12月23日の文化財保護委員会で調査を実施しました。また、この時、調査が出来なかった徳川家康画像や栗田口焼茶碗については、2年後の平成24年12月23日に平成24年度第2回文化財保護委員会において調査を実施しました。前回の文化財保護委員会で話し合った内容としては、抹茶茶碗と徳川家康画像は朱印状の「付」ではなく独立させるか、西光院中世文書と西光院朱印状とその他の西光院の文書をどう扱うか、西光院中世文書の中に太田資正判物「写」があるがどうするか、朱印箱の扱い→春日部市では西金野井香取神社朱印状を文化財に指定した際に朱印箱を「付」とした、抹茶茶碗や徳川家康画像の名称（栗田口焼茶碗、東照宮画像、東照宮神像）、朱印箱を独立して文化財に指定するか、朱印状の「付」としての朱印箱にするか、指定しないか等を話し合いました。
また、指定文化財の名称変更については県に問い合わせたところ、文化財保護委員会で議決し、教育委員会に答申し承諾が得られれば変更は可

- 能とのことです。県では平成23年に実際に行っているとのことです。
- 島村委員長 説明ありがとうございます。意見等ありましたらお願いします。
朱印状と茶碗、画像についてお願いします。
- 新井委員 茶碗は工芸品の指定として、朱印状とは別に指定したほうが良いと思います。
- 河井主査 西光院朱印状、付 抹茶茶碗、徳川家康画像は西光院からいただいた物として一括で指定しました。
- 島村委員長 これらを現状のままで行くのか、新たに指定すればいいのかご意見をお願いします。
- 河井主査 他の市町の例を見ると、家康の画像だけ独立させて指定した例が多いです。付けたりにすると、埋もれてしまう恐れがあります。粟田口焼茶碗については、町指定文化財に指定した当時は粟田口焼茶碗の伝承はありましたが、それが本当なのか分かりませんでした。平成24年の調査時、茶碗の写真を撮影したときに、茶碗に粟田口焼の銘が入っているのを発見しました。
- 島村委員長 粟田口焼茶碗は徳川家から拝領したものという話もありました。
- 青木委員 粟田口焼茶碗は歴史資料ではなく、工芸品として指定する方法もあります。インターネット等で調べてみても、粟田口焼自体は珍しいようです。
- 中村誠委員 粟田口焼茶碗の拝領した経緯が分かりませんが、何か申請したらもらえたもののでしょうか？
- 青木委員 伝承では日誉が拝領した伝えられていますが、拝領のシステムまでは解明されていません。
- 河井主査 日誉が智積院のトップになった時に、西光院が拝領しました。
- 島村委員長 粟田口焼茶碗は工芸品ではなく歴史資料として指定する方法もあります。これは決定ではないのですが、粟田口焼茶碗は独立して指定する形でのよろしいですか。
- 河井主査 それでは、粟田口焼茶碗と朱印状は独立して指定する方向でのよろしいですか？西光院には以前、東照宮があったので、東照宮の神像として西光院に徳川家康の画像があるということです。画像の修理記録の名称等を使うと、家康の画像の名称は、「東照神君御画像」となります。
- 青木委員 都幾川や行田などの県指定文化財の事例では全て「徳川家康画像」となっています。
- 長谷川委員 名称は西光院〇〇とするのか、徳川家康〇〇とするのか。
- 新井委員 私の経験上、「徳川家康画像」の類の多くは絵画指定になっています。「徳川家康画像」の修理した記録から作者が分かっているので、絵画指定でよいと思います。粟田口焼茶碗は専門家に鑑定してもらって、鑑定の

結果、工芸品的価値があれば工芸品で指定すればよいと思います。

横内主任 栗田口焼の水差しが岡山県高梁市で市指定文化財の指定を受けていますが、インターネットで検索した範囲では、栗田口焼で文化財指定されているのは、その1件だけでした。

青木委員 栗田口焼関係は点数がかなり少ないです。

島村委員長 栗田口焼茶碗は珍しく、貴重なものでもあるので詳しく調べていただきたい。

新井委員 栗田口焼茶碗は工芸品指定にしたほうが価値的には高い。

河井主査 徳川家康画像は3月の教育委員会で答申してもいいですが、栗田口焼茶碗は調査に時間を要すると思います。

島村委員長 徳川家康画像は絵画で、栗田口焼茶碗は工芸品でそれぞれ独立させるという方法もあります。

河井主査 瀬戸焼や美濃焼には銘が入っていませんが、家光の御用窯のように、栗田口焼茶碗には銘が入っている。普通に考えれば、栗田口焼茶碗という名称でよいと思います。

島村委員長 それとも、名称は「栗田口焼葵紋入茶碗」で決定したいと思います。

青木委員 次に徳川家康の画像ですが修理に関する文書は付けたりで良いですかね。

河井主査 修理したときの記録が残っているので、それでも良いと思います。

島村委員長 修理文書と箱との関係では、両方を付けたりにした場合、どちらを最初にしたらよろしいですか。

青木委員 箱と文書は一体として考えましょう。

河井主査 文書の文書は箱と一体になっているが、箱を付けたりにして文書は別にするという考えもあります。

島村委員長 本物の文書は画像の修復先に返しています。その控えがこの修復文書です。

新井委員 どうしますか。いずれにしても箱と文書を付けたりにしますか。

島村委員長 修復文書や箱は付けたりでなく、調査の説明で書けば良いと思います。

河井主査 それでは、次に朱印箱について検討してもらいたいのですが。

長谷川委員 確か前回の文化財保護委員会では春日部では朱印箱の時期が分からなかったもので付けたりにしたということでしたが。

青木委員 春日部のものも黒漆の箱です。

河井主査 朱印箱の折り目の形から見ると、朱印状は別な形で保管されて箱は後から造られた可能性が類推されます。高麗神社にも同じものがあります。

島村委員長 朱印箱は三代家光以降の物と思われます。

河井主査 それでは箱は「付けたり朱印箱」ということで、「徳川家康画像」は絵画、「栗田口焼葵紋茶碗」が工芸品で「朱印状」は別にして、徳川家康画像

ということで付けたりはつけないことに、決定します。事務局は調書を作成して下さい。調書に基づき、次回の文化財保護委員会で検討したいと思います。それでは他の文書についてお願いします。

河井主査 北条康成書状と北条氏房判物、太田資正判物が同時期に書き写されています。

新井委員 この中で太田資正判物のみに原本がないということですか。

河井主査 そうです。

島村委員長 これらの文書について、問題がなければこのままで良いと思いますが。

新井委員 写しは別にするか、写しでも古いものなので写しを明記して指定するか。

河井主査 西光院と光福寺の名称が変わった時代にあたり、非常に微妙な位置であり、西光院宛てが実は光福寺宛てであった可能性もあります。

河井主査 北条氏房判物で「前々のことで」という表現がありますので、以前の文書があったことは間違いないと思います。

島村委員長 写しをはずしますか、そのままにしておきますか。

河井主査 中世文書は3点にしますか、2点にしますか、3点のままなら手続きは行わないで良いと思います。

中村誠委員 中世文書のくくりで写しが入っているのはどうなのでしょう。

青木委員 写しではあるが西光院中世文書として指定しました。

島村委員長 文書の数が2点や5点では手続きが必要になります。西光院中世文書で一旦指定したものを外すのは、西光院との今後の関係があるので、どうかと思います。3点でなく、写し2点を入れ5点とするのが良いのではないのでしょうか。

河井主査 本日、お配りした西光院文書文化財調査報告書の資料にある「定（寺院法度 写）」などの近世文書について、寺文書の一括指定は県レベルでも市町村レベルでも例がありません。家文書のような一括指定は厳しいかなと感じています。

島村委員長 従来より指定していた、北条康成書状、北条氏房判物、太田資正判物写しに他2点の写しを加えた計5点の指定でいいですね？

一同 了承しました。

島村委員長 それではお気付きの点がなければ、事務局にお返しします。

河井主査 次回の文化財保護委員会は2月17日(水)になります。新しく指定する文化財を3月の教育委員会に答申し、承認を経て、文化財指定となります。それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回文化財保護委員会を終了させていただきます。